

## 資料 2

### 介護予防支援事業所の指定・指定更新に係る手数料について

#### 1 概要

令和6年介護報酬改定により、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。

応益負担の観点から、市が所管する介護予防支援事業所の新規指定及び指定の更新の申請に対する審査について手数料を徴収します。

#### 2 対象

**令和6年7月3日以降**に提出する指定・指定更新申請  
手数料については、以下の単価表のとおりです。

サービス種別	指定申請手数料	指定更新手数料
介護予防支援事業所	30,000 円	10,000 円

※居宅介護支援事業と一体的、同時に申請する場合は、介護予防支援事業の指定・更新手数料は免除されます。

※地域包括支援センターによる介護予防支援事業の指定・更新手数料は徴収しません。